

主要官製市場改革ワーキンググループの取組みについて

2004年5月20日

主査 草刈 隆郎

少子高齢化の進展など経済社会環境が変化する中、多様化する国民のニーズに柔軟に対応し、良質なサービスが提供されるような環境を整える必要がある。

そこで、総合規制改革会議が取り組んだ「規制改革推進のためのアクションプラン・17の重点検討事項」等を踏まえつつ、国民生活と係りの深い医療、福祉、教育の各分野の改革に重点的に取り組む。

当面、下記の事項について重点的・集中的な検討を行う。

記

いわゆる「混合診療」の解禁（保険診療と保険外診療の併用）

医療法人の経営方式のあり方（医療法人への出資額に応じた議決権の容認等）

施設介護と在宅介護の制度一元化（介護ケア付き共同住宅の促進等）

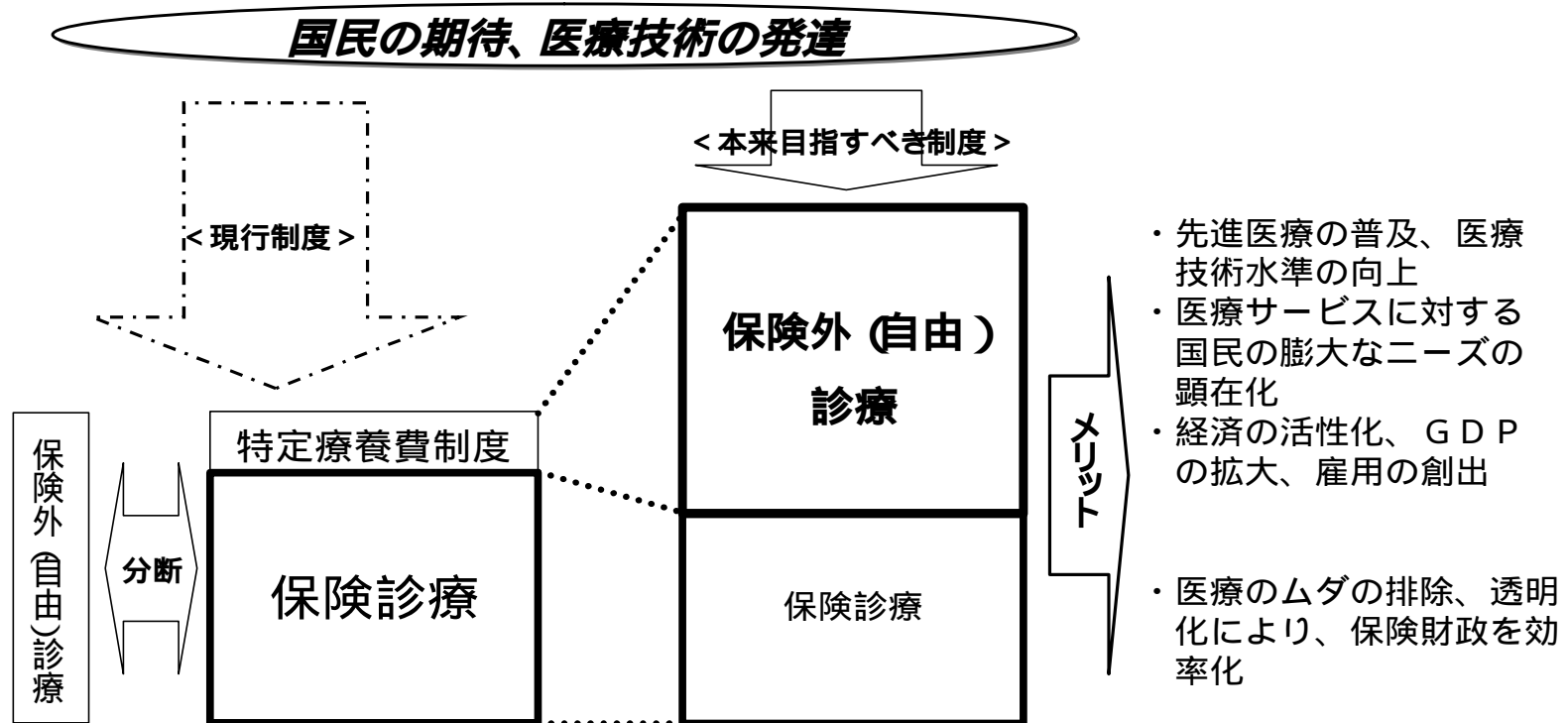
異なる経営形態の学校間の対等な競争条件のあり方

（国公立学校と学校法人、株式会社学校等に対する私学助成の適用等）

以 上

「混合診療」の解禁の意義

公的保険だけで国民の医療ニーズを全て賅うのは最早限界。
医療技術の発展も阻害。



「混合診療」の解禁に関する今後の方向性

現行 (特定療養費制度)

特定承認 保険医療機関 (121)

	A病院	B病院
a技術			
b技術			
c技術			
:			

71種

高度先進医療技術について、
病院ごと、技術ごとに中医協など
で個別に承認

決定事項 (同制度の拡充)

一定の基準を満たした病院

一定の基準を満たした医療技術

	A病院	B病院
a技術			
b技術			
c技術			
:			

既に認められた技術に限り、
個別の承認を必要とせず、迅速に
認める仕組みを導入

あくまでも特定療養費制度の
枠内での改善
既にある技術 (71) の範囲内
で、個別の承認を必要とせず、迅速
に認める仕組みを導入。
【簡素化対象技術 17、H16.3】
新しい技術は引き続き、個別に承認

今後の方向性

特定承認 保険医療機関 (121) など

	A病院	B病院
a技術			
b技術			
c技術			
:			
新技術			
新技術			

71

新たな技術 サービス

新しい技術 (海外では標準的な技術) を対象
現場の創意工夫と競争
を通じた医療技術の向上

医療法人の経営方式のあり方 (医療法人への出資額に応じた議決権の容認等)

医療法人に対する出資 寄附の制限

株式会社は医療法人に出資はできるが、経営に参画できず

【平成3年1月17日指第2号 東京弁護士会会長宛 厚生省健康政策局指導課長回答】

営利を目的とする商法上の会社は、医療法人に出資することにより社員となることはできないものと解する。すなわち、出資又は寄附によって医療法人に財産を提供する行為は可能であるが、それに伴っての社員としての社員総会における議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできないことになる。」

出資額に関わりなく 社員の議決権は1個のみ

【各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知】(健政発第410号)

医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について
(昭和61年6月26日)の**定款例の第28条**

社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。」

剰余金の配当を禁止

【医療法第54条】 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

施設介護と在宅介護の制度一元化

現行の介護保険制度では、在宅介護と施設介護(特別養護老人ホーム等)との間に大きな格差。

事実上の介護施設である民間有料老人ホームやケアハウスは、在宅介護に類した取扱い。

新規の特別養護老人ホームは、個室化を前提としてホテルコストの徴収へ。

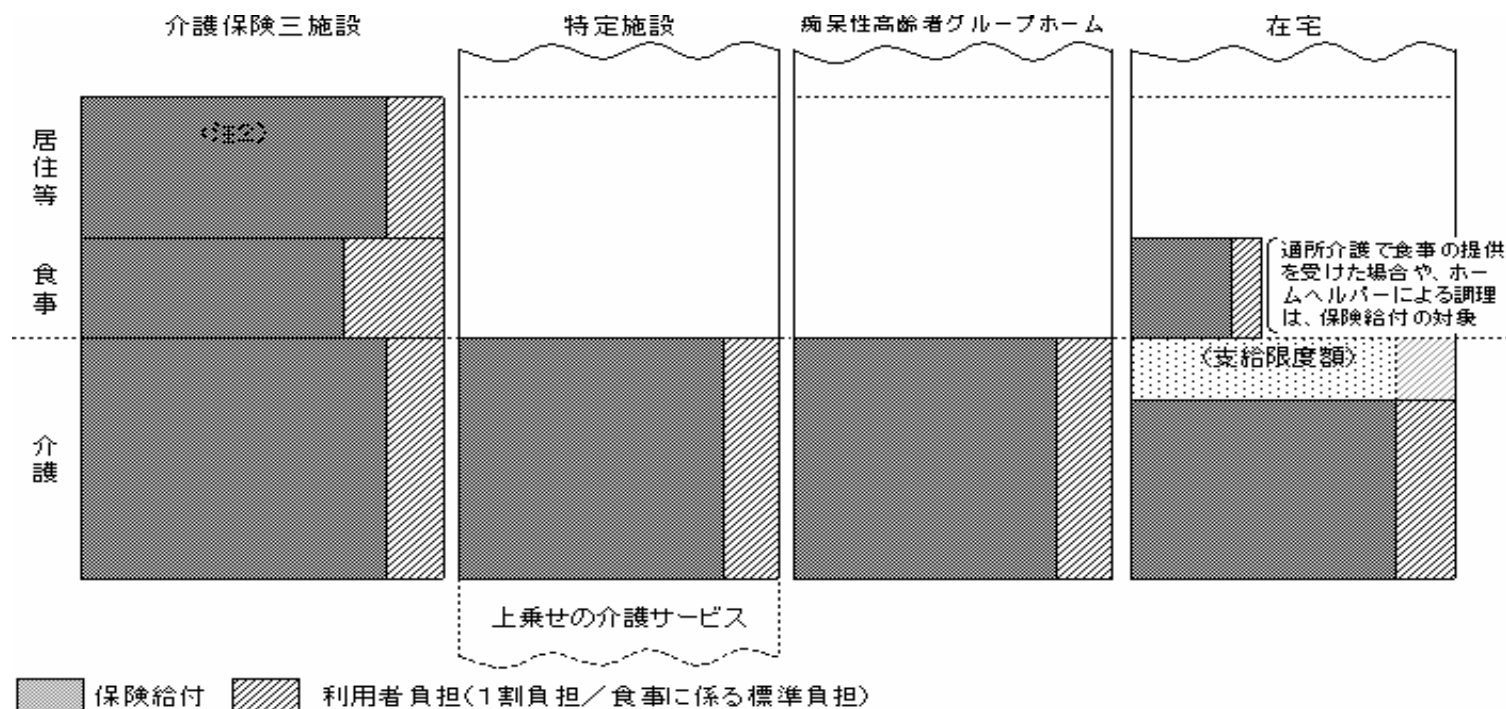
ホテルコストを設備の償却費用に充てれば、社会福祉法人への施設設備費補助を撤廃し、民間施設との対等な競争条件を確保することが可能。

介護ケア付き集合住宅を標準として、施設介護と在宅介護を一元化した介護報酬体系の構築を目標。

補足資料(2003年12月22日、第7回社会保障審議会介護保険部会)：

施設等の給付範囲(費用負担)の比較

介護保険三施設では、介護、食事、居住等に要する費用が保険給付の対象。
 特定施設(注1)、痴呆性高齢者グループホーム、在宅では、介護が保険給付の対象。



(注1) 特別養護老人ホームと同程度の介護職員等を配置した有料老人ホームやケアハウスが、要介護の入居者に対して介護サービスを提供した場合には、介護保険の対象としている(特定施設入所者生活介護)。

(注2) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおいては、個室と共同生活室に係る建築費用、光熱水費等に相当する額(ホテルコスト)を利用者が負担。

施設等の給付範囲 (費用負担) の比較

介護保険における1ヶ月あたりの介護サービス費用額と負担額(要介護4の場合の月額)

(単位:万円)

		特別養護老人ホーム (従来型、大部屋)	特別養護老人ホーム (小規模生活 単位型、個室)	老人保健施設	介護療養型医 療施設	特定施設	痴呆性高齢者 グループホーム	在宅
総費用額	介護・居住等	27.0	28.2	29.6	38.6	22.8	25.7	15.7(平均) 30.6(限度額)
	食事	6.4	6.4	6.4	6.4	-	-	-
うち利用者負担額	介護・居住等	2.7	2.8	3.0	3.9	2.3	2.6	1.6(平均) 3.1(限度額)
	食事	0.9 ~ 2.4	0.9 ~ 2.4	0.9 ~ 2.4	0.9 ~ 2.4	事業者と利用者との 契約による		-
その他	0.2		0.9	1.1	-			
介護サービスの種類	施設介護					在宅介護		
施設・自宅の別	施設入居型							自宅 + 通所型

国公立の学校と私立の学校の置かれている競争条件について

1. 我が国の教育における国・公・私立学校の占める位置

(1) 国公立学校と私立学校の数の比較

	国 立	公 立	私 立	合 計
大 学	100 (14%)	76 (11%)	526 (75%)	702
高等学校	15 (1%)	4,117 (76%)	1,318 (24%)	5,450
小中学校	149 (-)	33,739 (97%)	879 (3%)	34,767

(2) 国公立学校と私立学校の在籍者の比較

	国 立	公 立	私 立	合 計
大 学	622,404 (22%)	120,463 (4%)	2,061,113 (74%)	2,803,980
高等学校	8,886 (1%)	2,685,783 (70%)	1,115,158 (29%)	3,809,827
小中学校	80,656 ()	10,593,782 (97%)	300,791 (3%)	10,975,229

2. 国公立学校と私立学校に対する国の主な財政支出について

(1) 大学 (運営費に対する国の主な財政支出)

国立大学 学生 1人あたり約 244万円 合計 1兆 5,189億円

私立大学 学生 1人あたり約 17万円 合計 3,464億円

(2) 高等学校、小学校及び中学校 (運営費に対する国の主な財政支出)

公立高等学校 (運営経費は設置者である地方公共団体が負担)

公立小中学校 1人あたり約 26万円 合計 2兆 7,879 億円

(義務教育費国庫負担金 教職員の給与費)

私立小中高校 1人あたり約 7万円 合計 1,002 億円

(私立高等学校等経常費助成費補助金)

株式会社・NPO の設置する学校に対する私学助成について

1. 総合規制改革会議の見解（規制改革の推進に関する第3次答申）

株式会社等と学校法人との間の同等の競争条件の確保（株式会社等に対する私学助成、優遇税制の適用など）

株式会社等と学校法人との間の同等の競争条件の確保（株式会社等に対する私学助成、優遇税制の適用など）については、以下の点が指摘できる。

ア 学校について、仮に、経営主体が株式会社等であるという理由のみで、私学助成金や優遇税制の対象とされず、その分授業料が高くなるとすれば、それは教育サービスを受ける学生の立場から見て法の下での平等性に欠けるとともに、対等な競争条件を欠くものであること

イ 文部科学省は、かねてより憲法第 89 条の解釈について、「教育に関する公金支出は公の支配に属する学校法人に対して可能であり、他の主体については、同条との関係で慎重な検討が必要である」としている。しかしながら、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）は、附則第 2 条で、盲学校・聾学校・養護学校・幼稚園については、学校法人を目指す当分の間（5 年間）学校法人以外の者にも助成すること（いわゆる「学校教育法第 102 条校」に対する助成）を許容しており、実際に、「学校法人以外の個人」などに対しても都道府県が助成金を交付し、さらに期限内に学校法人化できなかった場合でも、当該助成金が返還されていないなどの事例も存在していること

ウ 文部科学省は、学校法人に対する私学助成は、宗教教育に携わる教育の person 費に対しても無条件で行っており、憲法の政教分離規定を逸脱しているにもかかわらず、一方で、いかなる場合にも学校法人以外の、例えば、株式会社、NPO 等に対する助成は憲法違反になるとしているが、憲法解釈上、このような見解は矛盾していること

したがって、少なくとも構造改革特区において、株式会社等に対する私学助成、優遇税制の適用を容認し、学校法人との関係において、競争条件を同一化すべきである。

2.株式会社 NPO の設置する学校に対する私学助成の法律的問題

内閣法制局の見解

憲法第 89 条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

憲法第 89 条において、「公の支配」が公金支出の要件とされている。文科省は（１）学校教育法（２）私立学校法（３）私立学校振興助成法の 3 法の規程が及ぶことを総合的に勘案して、公の支配に属していると解している。つまり、株式会社、NPO の学校については、学校教育法の規制は及ぶが、私立学校法と私立学校振興助成法に基づく規制は及ばないので、「公の支配」に属しているということとはできないとの見解。 H15 年 11 月 18 日 APWG 公開討論にて、文部科学省加茂川私学部長は「振興助成法では、人事について言うと、役員の解職勧告でありますとか、財政について言いますと、予算の変更勧告権がありますが、あくまでも勧告権でありますから、これが決定的な支配力、実行を持つためには、法人の一番根幹部分である法人に対する解散命令権のような強い権限が背景にあって、初めてそういった勧告権が担保されると思います」と発言。

内閣法制局は、山本内閣法制局第二部長が H15 年 5 月 29 日参院内閣委員会の民主党松井議員の質問に対し、以下のように答弁。
松井孝治君 すなわち私立学校法による学校法人の解散命令というものがなければ、公の支配と、公の支配が及ぶとは言えないという そういう解釈をひょっとしたら今まで文部科学省は取っていたかもしれませんが、この解釈というのは検討の余地がありますか。再検討の余地があるか、それとも、いや、もう必ず、私立学校振興助成法上の監督権が付されたとしても、これは今の私立学校法による学校法人の解散命令がなければ、公の支配に服するというふうにし解釈できないのか、そこは検討の余地があるから検討はできるのか、そこだけ御答弁いただけますか。

政府参考人（山本庸幸君） 先ほど、私、特に私立学校につきましては、会計、人事等につきまして国又は地方公共団体の特別の具体的な監督関係にあるということを申しあげましたのですが、その中身につきましては、いろんな法律上の監督規定を総合的に勘案して検討したいと思っております。中でもやはりポイントは、学校教育法上の規定と、さらに私立学校振興助成法によりますいろんな勧告と命令という規定でございますので、今御指摘の点を十分踏まえながら検討させていただきたいと思っております。